

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更（案）の概要について

平成 26 年 11 月
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）を含む特定家畜伝染病防疫指針については、平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされているところ。
- 2 今般、本指針の最終変更から3年を超えていること、本病の発生状況、最新の科学的知見等を踏まえ、死亡牛の検査対象月齢を48か月齢以上（臨床症状からBSEを疑う牛は全月齢）とすることとし、併せて、豚コレラ等、最近変更された他疾病の指針を踏まえ、より実態に即し、また、関係者が平易に理解できるよう構成を変更することについて、7月23日に、食料・農業・農村政策審議会に諮問したところ（参考資料1）。
- 3 8月12日及び9月30日のプリオン病小委員会での審議並びに都道府県からの意見を踏まえて取りまとめた具体的な変更案は別添のとおり。（別添1：変更案の構成及び要旨、別添2：変更案全体版）

変更案の構成及び要旨

前文

第 1 基本方針

- BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期の潜伏期間を経て発症するため、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要
- 近年、飼料規制等の徹底により、世界的に発生頭数が減少しているが、引き続き一定レベルの監視体制を継続する必要
- 国は、防疫方針の決定・改定に責任を有し、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援
- 都道府県は、防疫方針に即した防疫措置を的確に実施
- 市町村・関係団体は、都道府県の行う防疫措置に協力

第 2 発生時に備えた事前の準備

- 農林水産省の取組
 - ・海外の発生状況の収集・公表、飼料規制の実効性の確認 等
- 都道府県の取組
 - ・市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備 等

第 3 BSE監視のための検査

- 死亡牛検査の実施並びに異常牛の発見及び検査の実施 等
 - 〔・検査対象月齢を24か月齢以上を48か月齢以上に変更
 - 〔・都道府県からの届出時の区分をOIEの規定に整合
〕
- 厚生労働省による検査で陽性となった場合の対応

第 4 病性等の判定

- 病性の判定
- 患畜及び疑似患畜の判定

第5 病性等の判定時の措置

- 関係者への連絡体制の整備
- 対策本部の設置及び国・都道府県の連携
- 報道機関への公表等

第6 発生農場等における防疫措置

- 疑似患畜の殺処分等
- 患畜の同居牛の措置
- 死体・汚染物品の処理
- 畜舎等の消毒
- 疫学情報の収集
- と畜場における発生時の措置

第7 発生の原因究明

- BSEの発生後直ちに、関係都道府県及び市町村、動物衛生研究所等の関係機関と連携して、疫学調査を実施
- 小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置

第8 研究の推進

- 特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発などを推進

第9 その他

- 種雄牛等に対しても特例的な扱いは一切行わない旨を明記
- 第8で得られた研究結果等を踏まえた検証を進め必要に応じ本指針の見直しを実施